

# 令和5年産交付申請書記載例及び作成の留意点について

様式第10-1-③号

その他の都府県用

令和5年産

## 収入減少影響緩和交付金の交付申請書

令和 6 年 4 月 〇 日

農林水産大臣 殿

申請者 住所 新潟県上越市〇〇〇123番地  
氏名 〇〇 〇〇

対策加入者管理コード A 1 2 3 4 5 6 7 8 9

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

### 1 米穀

(1) 農産物検査3等相当以上かつ、農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託した数量

地域等区分	出荷・販売先	(積立申出時) 契約数量	生産実績数量 (出荷・販売実績数量)
上越市	〇〇農協	5,000 kg	6,000 kg
上越市	〇〇商店	5,000 kg	5,000 kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg

申請者の「市町村名」を記載してください

積立申出時にご記入頂いた出荷・販売先とその契約数量が記載されています。

農協及び主食集荷組合傘下業者が事前に国に提出した数量証明書(別紙参考様式第5-1号)に記載されているあなたの販売数量です。  
ご自身が出荷・販売した数量と一致しているか確認をお願いします。

(2) 農産物検査3等相当以上かつ、(1)以外の者に直接販売した数量

地域等区分	販売先 下記から選択してください ①卸・小売 ②中食・外食 ③消費者 ④その他	(積立申出時) 販売計画数量	生産実績数量 (販売実績数量)
上越市	①	1,000 kg	1,000 kg
上越市	②	1,000 kg	1,200 kg
上越市	③	1,000 kg	800 kg
上越市	④ (〇〇〇)	1,000 kg	1,000 kg
		kg	kg
		kg	kg

積立申出時にご記入頂いた販売先が記載されています。  
直接販売した項目が増える場合は、該当の番号(①~④)を追記し、生産実績数量を記入願います。(この場合、販売計画数量欄は、「0kg」となります。  
※④「その他」を選択する場合は、( )を付して仕向け先を記入してください。【例】④(醸造所)

(3) 合計((1)+(2))

地域等区分	生産実績数量
上越市	15,000 kg

令和5年産について、販売先の区分ごとに、生産翌年3月末までの販売実績数量(4月以降販売分について、契約書等であらかじめ確認できるものは含むことができます)を記入してください。

### 2 畑作物(麦、大豆)

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書に記載した品目ごとの品質区分別生産量の合計を、収入減少影響緩和交付金における生産実績数量として申請します。

(注意事項)

- 米穀の生産実績数量の記入に当たっては、種子用に供される米穀、用途限定米穀及び自家消費用米その他の本交付金の交付対象とならない米穀は、生産実績数量には含めないでください。

注) 米穀の生産実績数量がない場合は、「0」を記入し提出してください。  
また、小麦、六条大麦、大豆の交付申請のみの場合も、本申請書の提出が必要となります。

# 「直接販売した米穀の数量報告書」(玄米)別紙参考様式第6号の1 (精米)別紙参考様式第6号の2の作成及び留意点等について

新潟県版ダウンロードはこちら →[https://www.maff.go.jp/hokuriku/keiei/keiei\\_antei/yousiki2022.html](https://www.maff.go.jp/hokuriku/keiei/keiei_antei/yousiki2022.html)

交付申請書に添付する確認書類は、対象農産物の種類ごとに決められていますが、加入者の負担を解消するため、以下の条件を全て満たせば、米の直接販売分の伝票等の提出を省略できます。

① 米の直接販売分の数量証明に必要な伝票等の枚数が著しく多いこと。

② 「直接販売した米穀の数量報告書」に「米穀の直接販売分の証明書類の添付省略に関する申出書」を添付すること。

※ 数量報告書の作成に当たりまして、**農産物検査を受検したものと受検しないものがある場合、それぞれ様式を分けて作成頂きますとともに、数量報告書提出の際は、入力したエクセルファイルを併せて提出頂きますと、交付金交付対象数量の確認を円滑に行うことができますので、ご理解とご協力をお願い致します。**

別紙参考様式第6号の1

直接販売した米穀の数量報告書(玄米)

<記入例>

玄米用

氏名:

販売の相手先の業種 下記から選択してください ①卸・小売 ②中食・外食 ③消費者 ④その他	販売の相手先	銘柄名等			契約年月日		販売(予定)年月日	個数	販売対象数量(kg)
		年産	産地・銘柄等	量目(kg)	※4月1日以降に販売予定であるもののみ記入する。				
①	〇〇米穀店	5年産	新潟県産 こしいぶき	30.0			令和5年10月10日	5	150.0
	〇〇米穀店	5年産	新潟県産 ゆきん子舞	30.0			令和5年11月11日	2	60.0
	スーパー〇〇〇〇	5年産	新潟県産 コシヒカリ	10.0			令和5年10月31日	1	10.0
	〇〇米穀店	5年産	新潟県産 コシヒカリ	10.0		令和5年10月10日	令和6年4月10日	2	20.0
合 計									240.0
端数切捨て後									240.0

「④その他」を選択する場合は、()を付けて仕向先を記入してください。  
【例】④(醸造所)

・収穫年の翌年4月1日以降に米穀を引き渡す場合は、収穫年の翌年の3月31日以前に契約していたことを証明する書類の添付が必要です。

・収穫年の翌年4月1日以降に米穀を引き渡す場合は、予定年月日を記入してください。

・様式の記入欄が不足する場合は、行数を挿入し数式をコピーして使用してください。

注意事項

(1) 交付前年度末(収穫年の翌年の3月31日)までに販売したもの又は販売契約を締結して販売の対象としたものの玄米数量を、販売の相手先ごと、銘柄(例えば、令和〇年産特別栽培米〇〇県産コシヒカリ玄米〇kg詰め等)ごとに分けて、すべて記入してください。(同一の販売相手先に係る販売契約が複数ある場合等において、同一販売先に係る記述が複数行にまたがっても構いません。また、販売先ごとの小計を計算する必要もありません。)

(2) 販売の相手先の業種(①～④の区分)ごとの合計を記入してください。1kg未満の端数があるときには、切り捨てにより整理してください。

(3) 販売の相手先ごとの販売契約書、販売伝票等(当年産の銘柄ごとの販売(予定)年月日、販売対象数量が確認できる書類)の写しを添付してください。(インターネットやFAX等による注文販売の場合は、販売の相手先ごとの注文書の写し、注文者への送り状(代金請求書)、受領書等注文を受けて販売の対象としたことの実績が確認できる書類の写しで可。)

別紙参考様式第6号の2

直接販売した米穀の数量報告書(精米)

<記入例>

精米用

氏名:

販売の相手先の業種 下記から選択してください ①卸・小売 ②中食・外食 ③消費者 ④その他	販売の相手先	銘柄名等			契約年月日		販売(予定)年月日	個数	販売対象数量(kg)
		年産	産地・銘柄等	量目(kg)	※4月1日以降に販売予定であるもののみ記入する。				
③	農林 一郎	5年産	新潟県産 ゆきん子舞	5.00			令和5年10月10日	1	5.00
	農林 次郎	5年産	新潟県産 こしいぶき	10.00			令和5年10月10日	1	10.00
	農林 三郎	5年産	新潟県産 コシヒカリ	10.00			令和5年10月11日	2	20.00
	農林 四郎	5年産	新潟県産 コシヒカリ	27.00			令和5年10月13日	1	27.00
	農林 五郎	5年産	新潟県産 コシヒカリ	10.00		令和5年10月10日	令和6年4月10日	2	20.00
合 計									82.00
玄米換算数量の合計(合計×110/100)									90.00

「④その他」を選択する場合は、()を付けて仕向先を記入してください。  
【例】④(醸造所)

・収穫年の翌年4月1日以降に米穀を引き渡す場合は、収穫年の翌年の3月31日以前に契約していたことを証明する書類の添付が必要です。

・収穫年の翌年4月1日以降に米穀を引き渡す場合は、予定年月日を記入してください。

・様式の記入欄が不足する場合は、行数を挿入し数式をコピーして使用してください。

注意事項

(1) 交付前年度末(収穫年の翌年の3月31日)までに販売したもの又は販売契約を締結して販売の対象としたものの玄米数量を、販売の相手先ごと、銘柄(例 県産コシヒカリ玄米〇kg詰め等)ごとに分けて、すべて記入してください。(同一の販売相手先に係る販売契約が複数ある場合等において、同一販売先に係る記述が複数行にまたがっても構いません。また、販売先ごとの小計を計算する必要もありません。)

(2) 販売の相手先の業種(①～④の区分)ごとに精米で販売した数量を合計し、100分の110を乗じることにより換算した玄米数量を記入してください。1kg未満の端数があるときには、本表換算数量の合計の切り捨てにより整理してください。

(3) 販売の相手先ごとの販売契約書、販売伝票等(当年産の銘柄ごとの販売(予定)年月日、販売対象数量が確認できる書類)の写しを添付してください。(インターネットやFAX等による注文販売の場合は、販売の相手先ごとの注文書の写し、注文者への送り状(代金請求書)、受領書等注文を受けて販売の対象としたことの実績が確認できる書類の写しで可。)

・玄米換算数量の合計欄は、合計の100分の110を乗じた玄米換算数量が記入されるよう数式がセットされています。

# 証明書類の添付省略に関する申出書（記載例）

ダウンロードはこちら [https://www.maff.go.jp/hokuriku/keiei/keiei\\_antei/yousiki2022.html](https://www.maff.go.jp/hokuriku/keiei/keiei_antei/yousiki2022.html)

別紙参考様式第7号

令和 6 年 4 月 ○ 日

北陸農政局長 殿

本様式を使用した場合、省略できる書類は販売伝票のみです。  
農産物検査を受検している場合は、検査伝票の提出が必要です。

住所 新潟県上越市 ○○○123 番地  
氏名 ○○ ○○

米穀の直接販売分の証明書類の添付省略に関する申出書

収入減少影響緩和交付金に係る米穀の直接販売分の証明書類について、枚数が非常に多く、申請に係る負担が大きいため、添付を省略することを申し出ます。  
なお、添付を省略するにあたって、下記の事項について遵守することを誓約します。

## 記

- 1 証明書類は、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存するとともに、地方農政局の職員が検査を実施する場合には速やかに開示いたします。
- 2 検査の結果、交付申請を行った数量に誤りが発見され、再計算の結果、交付金が過大となっていた場合には、過大分の交付金について速やかに返還いたします。
- 3 また、交付金が過小であった場合にあつては、追加交付は行われないうことについて了承し、異議を申し立てません。

報告数量に間違いがあった場合は交付金を返還すること（また、追加払いを求めないこと）、添付を省略した書類を翌年度から5年間保存すること、求めがあれば保存中の書類を開示すること等への同意が必要です。

＜ 積立金を全額返納する際の提出様式について ＞

ナラシの積立申出（加入意向）をしたものの、資金繰り等の関係から20%の積立金を納付できないため、10%に変更したいといった申請者等が多くいる現状を踏まえ、北陸農政局新潟県拠点としてもそのような申請者を少しでも減らすため、基本的に、積立金残高の全額返納処理（積立金残高を一旦0円）を行い、10%対応、20%対応どちらでも選択できる環境を作ることにより、ナラシ対策に加入しやすいよう対応を進めてきたところです。

本年産につきましても、引き続き全額返納処理を取り組むこととし、積立金残高を一旦0円とする対応を行いたいと考えていますので、皆様からのご理解とご協力をお願いします。

1 補てん金の交付申請を行う加入申請者

右図の様式内の「交付決定後の積立金残額」に○印を付し、交付申請書の提出（4月1日～4月30日厳守）と併せて提出願います。

2 補てん金の交付申請を行わない加入申請者

右図の様式内の「現在積み立てている積立金」に○印を付し、次年度の加入申請書提出の際に、併せて提出願います。

別紙参考様式第9号

収入減少影響緩和交付金の積立金返納申出書

令和 6 年 ○ 月 ○ 日

北陸農政局長 殿

住所 新潟県上越市○○○123 番地  
氏名 ○○ ○○

対策加入者管理コード	A	1	2	3	4	5	6	7	8	9
------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

私が積立金管理者に対して積み立てた収入減少影響緩和交付金における

※

}	現在積み立てている積立金	の全額について、その返納を申し出ます。
	交付決定後の積立金残額	

↑

1 補てん金の交付申請を行う加入申請者は、「交付決定後の積立金残高」に○を付します。  
2 補てん金の交付を行わない加入申請者は、「現在積み立てている積立金」に○を付します。

※ 該当する方に○をつけてください。  
※ 「交付決定後の積立金残額」を選択する場合は、交付申請書と同時に提出してください。